

[2025年度]

保護者の皆様へ

兵庫県PTA協議会

保険料が
約**23%**割引

※天災危険補償保険料には損害率による割増引は適用されません。

小・中学生をお持ちの保護者より、「子育て中の不安」や「子育て中に必要な補償」をお聞きして、「かたち」にしました!【子育て中のご家庭を応援する】プランです!

お子様が小・中学生になったら 『子育て応援プラン』をオススメします!! (団体総合生活保険)

育英費用 重点補償型

子どもを残して、交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…。大地震や津波に巻き込まれて死亡してしまった…。残された子どもの養育費はどうしよう?

お任せください!

最高**2,500万円**を
お子さまの育英費用として
残せます!

子どもの
未来が
心配なら

よくケガや
病気を
するなら

ケガ・病気 総合補償型

ワンパクでケガする事が多くて…。運動部に入部したのでケガが心配…。突然の病気で入院が必要、いろいろとお金の事が心配…。

お任せください!

おケガや病気に対する
手厚い入通院の補償
がついております!

乳幼児医療費助成制度やこども医療費助成制度などで自己負担がなくても、請求可能です!!

月掛金**1,380円**~で**充実の補償!!**

新規のお申込みはこちら

加入申込の詳細は、2ページ、3ページをご参照ください。

※PCからの場合は、<https://best-ins.co.jp/kosodate/>

兵庫県PTA協議会 子育て応援プラン

検索

よりアクセスしてください。朝6:00~翌朝4:00がお手続可能時間となります。



既加入者様のお手続き方法はこちら

子育て応援プランにご加入いただいており、タイプ変更や更新停止をご希望の場合、右記二次元コードよりお手続き方法をご確認ください。



申込締切日

第1次
締切日

**2025年4月24日
午後5時までに登録**

最初の月払い掛金の振替日

2025年6月27日

補償(保険)期間

2025年4月25日午前0時~
2026年4月25日午後4時まで

第1次締切後の中途加入は9月末日まで受け付けています。
(毎月25日が補償開始日となります)

申込締切日

毎月24日(24日までの申込で翌25日からの補償開始が可能です)

最初の月払い掛金の振替日

補償開始日(毎月25日)の翌々月の27日

補償(保険)期間

(ご指定の補償開始)月25日午前0時~
2026年4月25日午後4時

プランによって補償項目が異なる場合がありますので、詳しくはプラン表をご確認願います。

割引率について:このパンフレットで案内している保険商品の算出基礎である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。

適用される割増率は、前年度の被保険者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割増率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

ご 加 入 方 法 は 簡 単 で す ！

ステップ1

ご加入するプランを決めて、
4月24日までに【加入手続き専用サイトに進む！】

①中面のプラン表の6つのプランよりご加入するプランを選択ください。

右の二次元コードより加入サイトへ進むことが可能です。



②重要事項説明書、ご加入内容確認事項(意向確認事項)、補償概要を必ずご確認ください。

③中途加入について

4月24日までにお申し込みが間に合わなかった場合、9月末日まで中途加入が可能です。

④Q&Aについて

「子育て応援プラン」に関するご質問やご不明な点は専用サイトのQ&Aをご確認願います。

※お問合せが重なる時間帯はお電話がつながりにくくなっております。是非Q&Aのサイトをご活用願います。

ステップ2

登録

①扶養者と児童・生徒の情報を登録します。

②口座情報を登録します。

1. お手元にご登録をされる金融機関の通帳、またはキャッシュカードをご用意願います。

2. 印鑑は不要です。(金融機関の登録されている印鑑は不要です。)

ご注意

JAバンク等一部、ご登録できない金融機関がございます。

ステップ3

登録完了

①毎月の口座振替は27日を予定しております。(27日が土日祝祭日の場合は翌営業日となります。)

→第一回目の口座振替は6月27日となります。

②加入者証は5月中旬頃にご登録いただきましたご住所に郵送いたします。

ご注意！！

●2025年3月に小学校・中学校を卒業される方以外は補償が自動継続されるため、改めてのご加入のお手続きは不要です。ただし、兵庫県PTA協議会の会員でなくなった場合(私立学校や、兵庫県以外の学校などへ転校等)は当該制度への継続してのご加入はできなくなります。必ずご連絡をお願いいたします。

●2024年度にご加入いただいた方の、最終の掛金引き落としは5月27日となります。

小学校・中学校を卒業されて、補償を継続されない場合でも、4月28日、5月27日の引き落としがされますので、ご了承ください。

●このパンフレットは団体総合生活保険の概要について紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず重要事項説明書をよくお読みください。ご不明点がある場合には取扱い代理店までお問合せください。

お申込みサイトのご登録方法

(このページを見ながら専用サイトのご登録画面にお進みください)

1 【お手続きにあたり】画面 (下段:お子さまの情報を入力する画面)

● 加入者からみた続柄を選択する項目

① **【子】**をご選択願います。

- ・加入者が父母ではない場合で、祖父母が加入者の場合は、**【同居の孫】**をご選択願います。
- ・父母、祖父母が加入者ではない場合は、**【同居のその他親族】**をご選択願います。

② **次へ進む** をクリック

学生・生徒・児童 (以下、保険の対象となる方(被保険者)) の情報

加入者からみた続柄: **子**

姓: 太郎 名: 太郎

生年月日: 平成 25 年 1 月 1 日

性別: ☒ 男性 ☐ 女性

続柄: 学生

次へ進む

2 【補償の選択画面】

③ **加入を検討する** をクリック

ご希望の補償をお選びください。

学費・生活費 (月額) 10,000円

加入を検討する

3 【補償の選択画面】

④ **【ご希望の加入プラン】**

をクリック

⑤ 画面の下段の
確定する をクリック

学費・生活費 (月額) 10,000円

プラン	学費・生活費 (月額)	医療費 (月額)	入院費 (月額)	手術費 (月額)
プランA	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
プランB	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
プランC	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
プランD	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

確定する

4 【お客様情報の入力画面】の下段

⑥ **学校名**をご入力願います。

⑦ **卒業する年**をご入力願います。

(例: 小学1年生 → 令和13年、
中学1年生 → 令和10年)

学校名: 小学校

卒業する年: 令和 10 年

5 【お客様情報入力画面】の下段

被保険者の扶養者を選択する項目

⑧ **【父母】**をご選択願います。

- ・扶養者が父母ではない場合は、お子さまを扶養している方(祖父母等)をご選択願います。
- ・扶養者が父母、祖父母ではない場合は、**【その他】**をご選択願います。

被保険者の扶養者

扶養者の続柄: **父母**

次へ進む

お客様情報の入力後、次は
【毎月の掛金】をお振替える
金融機関の口座情報登録
画面にお進み願います。

保険料口座登録のお願い

ご加入いただきありがとうございます。

お客様へ送付したメールを確認してください。

※ 引続き口座登録の手続きをお願いします。

ご加入内容については、随時ご連絡させていただきます。

口座登録の手続き方法については、こちらをご確認ください。

※ メールが届かない場合は、お手数ですがご確認をお願いいたします。

次へ進む

**金融機関の口座情報の登録が
完了すれば、お手続きは完了です**

その他のご注意点

① ご加入サイトのプラン選択画面の 保険料の表示について

各プランの下には保険料が表示されておりますが全てのプランには制度維持費(80円)が付加されます。毎月口座から振替える掛金は、保険料+80円(制度維持費)となります。

② 兄弟姉妹(お子様2名以上)で ご加入される場合について

お子さま1人につき、1回ずつご加入サイトよりご登録をお願いします。**金融機関の口座登録についても、必ずお子さま1人につき1回ずつの登録が必要となります。**ご注意願います。

お子様の「毎日」をお守りします！

待望の月払いプランが登場です。子育て応援プランは月払いなので、家計の負担を軽減！なのに補償は充実！！

① 育英費用補償

扶養者が万が一の事故や地震・津波などの自然災害で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

扶養者である
お父さんが交通事故で
重度の後遺障害を
負ってしまった…



こんな出費に備えることができます！！

中学校・高校 入学時の費用	制服や体操服の 購入費	部活動用品の 購入費	パソコンや 勉強機の購入費
大学受験費用	塾や予備校に 通う費用	受験料	受験時の 交費・宿泊費
大学でかかる 費用	入学金	授業料	通学の交通費
1人暮らしを する場合の費用	マンションの 敷金・礼金・家賃	家財の購入費用	毎日の食事代

！ 高校3年間で約237万円、大学等で約716万円、合計で約953万円の教育費がかかります。
出典：株式会社日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」（平成30年度）

② 個人賠償責任補償

近年、多発する**自転車事故**によって万が一**お子さまが加害者**になってしまった場合の**損害賠償**から、誤って**他人の物を壊して**しまったり、**お友達にケガをさせ**てしまった場合等に補償します。（法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償します。）

自転車に乗っていて、誤って歩行者にぶつかってケガをさせてしまった。



！ 小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令（神戸地裁判決）

学校から貸与されたタブレット端末を自宅学習中に誤って落としてしまい、液晶画面にひびが入ってしまった。

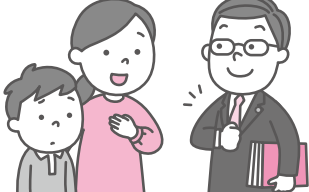


※時価額限度となります。

③ 弁護士費用等補償

いじめ等のトラブルや、日常生活中に被害事故に巻き込まれた場合に、弁護士に委任する費用を補償します。
弁護士を使い、SNSのサイト管理者に記事の削除を求めたり、情報を書き込んだ人物の特定等の開示請求もできます。
また、いじめの再発を防止するための具体的な措置についても弁護士を介して協議できます。

- SNSやインターネットで誹謗中傷などを書きこまれた
- いじめにより子どもが不登校になってしまった



④ 携行品補償

お子さまが家族旅行や学校の遠足などで偶然な事故によりご自身のカメラを壊したり、カバンを破損したなどの場合に、その修理費（時価額が限度）をお支払いします。



⑤ 傷害（ケガ）の補償

毎日の学校生活だけでなく、地域のクラブ活動や塾、習い事等、子どもたちのライフスタイルも多様化しています。学校が休みの日も含めて24時間補償します。

休み時間に足をひねって捻挫



家の中で転んで頭を打撲



部活動中に他の選手と接触してしまい、手を骨折



体育の授業中熱中症で倒れて入院



夏休みに花火をしていてやけど



※医療費助成などによる自己負担の有無にかかわらず、お支払いの対象となります。

⑥ 被害事故補償

お子さまが通学途中にひき逃げにあい、下半身不随になってしまい後遺障害第1級となった。

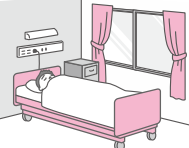


※ひき逃げにあってしまい、相手が分からない場合、治療費や慰謝料等、必要な補償を受けることができません。

⑦ 病気の補償

お子さまが疾病により入院したり手術や放射線治療を受けた場合にお支払いします。（ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります。）

- 肺炎で7日間入院
- 急性虫垂炎で5日間入院



差額ベッド代



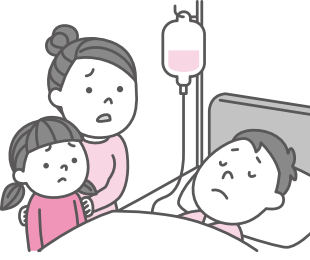
付き添い保護者の収入減少



入院時のパジャマ代など雑費

⑧ 教育継続支援補償

扶養者が5疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全）により入院または在宅療養状態となり、その状態が免責期間を超えた場合、その状態から回復するまで、毎月定額を継続してお支払いします。



お客様の声

子どもが受験生でしたが、何とか塾を辞めずに通えたので志望校に合格できました！

教育継続支援補償のおかげで、子どもの大好きな習い事を辞めずに続けることができました！

父親がガンに罹患したことにより、収入が減って不安があったけど、毎月定額のお金が入ってきて助かりました！

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

補償（保険）期間

2025年4月25日午前0時から2026年4月25日午後4時まで。
毎月25日を補償開始日とする中途加入を随時受け付けています。

子どもの未来が心配なら **育英費用重点補償型**

よくケガや病気をするなら **ケガ・病気総合補償型**

を選択ください。

		育英費用重点補償型						
毎月の掛け金		小学生	EN3 プラン	3,600円	EN2 プラン	2,500円	EN1 プラン	1,380円
		中学生	JN3 プラン	3,860円	JN2 プラン	2,760円	JN1 プラン	1,640円
①	育英費用補償		2,500 万円		1,800 万円		900 万円	
②	個人賠償責任補償		国内：無制限 国外 1 億円					
③	弁護士費用等補償		300 万円					
④	携行品補償 (免責 5,000 円)		10 万円					
⑤ 傷害（ケガ）の補償	死亡保険金		210 万円		120 万円		10 万円	
	後遺障害保険金		8.4 ～ 210 万円		4.8 ～ 120 万円		0.4 ～ 10 万円	
	入院保険金日額 180 日限度		3,800 円		2,500 円		—	
	手術保険金		入院中 10 倍 入院中以外 5 倍				—	
	通院保険金日額 90 日限度		2,400 円		1,200 円		—	
	熱中症補償		○					
	地震・噴火・津波補償 (傷害補償・育英費用補償)		○					
	特定感染症補償		○					—
⑥	被害事故補償		500 万円		200 万円		—	
⑦ 補病 償気 の	疾病入院医療保険金日額 免責 1 日・60 日限度		3,800 円		—			
	疾病入院・手術医療補償		入院中 10 倍 入院中以外 5 倍		—			
⑧	入院療養一時金補償		—					
⑨	教育継続支援補償 免責 30 日・6 年間限度		毎月 5 万円					

ケガ・病気総合補償型		
ETC プラン	ETB プラン	ETA プラン
3,630円	2,490円	1,420円
JTC プラン	JTB プラン	JTA プラン
3,890円	2,750円	1,680円
500万円	500万円	500万円
国内：無制限 国外 1 億円		—
300万円		—
10万円		
670万円	160万円	20万円
26.8万円～670万円	6.4万円～160万円	0.8 ～ 20 万円
7,000 円	4,500 円	2,400 円
入院中 10 倍 入院中以外 5 倍		
3,500 円	2,500 円	1,400 円
○		
○		
○		
1,000万円	500万円	100万円
6,500 円	4,000 円	2,000 円
入院中 10 倍 入院中以外 5 倍		
30万円	10万円	—
毎月 5 万円		

※上記の掛け金には、制度運営費@80円が含まれております。
※保険料は、職種級別Aの場合です。お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。
※個人賠償責任補償における記録情報の補償は全プラン500万円が限度となっております。
※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

主な補償内容のご案内

① 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

② 弁護士費用等補償（人格権侵害等）

お子さまやそのご家族が国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{※1}・ストーカー行為・いじめ^{※2}・嫌がらせ^{※3}等により精神的苦痛を被った場合^{※4}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

※1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

※2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

※3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

※4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

③ 個人賠償責任補償（示談交渉サービス付き）^{※1}

国内外においてお子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしてしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）^{※2}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。^{※3}

※1 国内のみのサービスとなります。

※2 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※3 授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また、自動車使用中（運転、ドアの開け閉め等を含みます。）やバイクの運転中の事故は補償の対象となりません。

④ 携行品補償

日本国内外を問わず、お子さまが所有する家財のうち自宅外で携行している身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額（時価額が限度）を補償します。

※ 自転車、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡等一部対象外の物があります。

⑤ 傷害（ケガ）の補償

国内外での授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※ 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。

● 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※ 補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

⑥ 傷害（ケガ）の補償

● 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方（お子様）が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

● 特定感染症補償

お子さまが補償期間内に法令で定める特定感染症（一類～三類感染症）を発病した場合に後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

※補償の詳細については加入手続き専用サイトの補償の概要等でご確認ください。

⑥ 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

⑦ 病気の補償

お子さまが疾病により入院した場合に入院医療保険金をお支払いします（ただし、入院が1日をこえて継続した場合に限ります）。また、手術または放射線治療を行った場合、手術または放射線治療の内容に応じて手術医療保険金をお支払いします。

⑧ 入院療養一時金補償

お子さまが疾病により入院し、医師等から継続して60日以上入院が必要と診断された場合に、保険金をお支払いします。

⑨ 教育継続支援補償

扶養者が5疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全）により入院または在宅療養^{（※）}が必要となり、その状態が30日を超えて継続した場合に、入院・在宅療養状態が継続する限り、6年間にわたり毎月5万円の教育継続支援保険金を支払います。

※ 医師等の指示により、職種を問わず、すべての業務に終日従事することなく治療に専念することをいいます。

他にも以下の補償がセットされています

● 細菌性食中毒等補償 …全プランにセット

有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償の詳細については、加入手続き専用サイト内の補償の概要等でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、加入手続き専用サイトの「補償の概要等」をご確認ください。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。



※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間^{※1}
24時間365日



0120-708-110

※1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている
場合は、電話番号の最初「186」をダイヤルしてからおかけください。



緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および
看護師が、緊急医療相談に24
時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている
救急病院や、旅先での最寄りの
医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪
番予約制で専門的な医療・健康
電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々な悩み、に、経
験豊富な医師とメディカルソー
シャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{※2}
転院されると、民間救急車や航
空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

※2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

・電話介護相談 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時



0120-428-834



電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の
内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所
手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話で
お応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた
「もの忘れチェックプログラム^{※1}」をご利用いただくことも可
能です。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通
じて、介護の仕方や介護保険制度等、介
護に関する様々な情報を提供します。
[ホームページアドレス]
www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介^{※2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報
システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリア
フリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスに
ついて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{※3}
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待
を実施できないサービスもあります。

※1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

※2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 ※3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報を提供します。

受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

・法律相談 午前10時～午後6時 ・社会保険に関する相談 午前10時～午後6時
・税務相談 午後2時～午後4時 ・暮らしの情報提供 午前10時～午後4時



0120-285-110



法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応え
します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受
け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保
険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係で
ご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭
に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を
電話でご提供します。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

受付時間：
いずれも土日祝日、年末年始を除く

・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス
午前10時～午後6時



0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
午前7時30分～午前9時30分/午後5時～午後10時



0120-106-670

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請
求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士との関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホー
ムや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に
電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現
場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよ
う、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いた
だくことをおすすめします。

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と
間違われたとき等に、対応方法について提携の弁
護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利
用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場にお
ける嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題
解決のご支援を行うためのもので、すべての
問題解決を保証するものではありません。

ご注
意
く
だ
さい

各サービス
共通

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{※1}・ご親族^{※2}の方(以下サービス対象者といいます)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の自己負担となります。

※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
※2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
※事故の受付・ご相談のみ承ります。事故以外のお問合わせは下記取扱代理店までご連絡ください。



0120-720-110

受付時間：
24時間365日

●制度に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ベストインシュアランス
学校園安全サービス事業部
〒650-0034
神戸市中央区京町75-1 京町栄光ビル4階
TEL.078-332-1870
受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

制度引受
幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 兵庫本部 企業営業部 神戸公務金融課
〒650-0024
兵庫県神戸市中央区海岸通7番 第2神港ビル
TEL.0120-791-117 FAX.078-333-7206
受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く